

学校運営協議会設置校の点検及び評価について(教育委員会事務局)

1 点検(達成状況)の評価基準

点検(達成状況)の評価基準は次のとおりとする。

A：目標を上回る成果をあげている。

B：目標を達成している。

C：目標を一部達成していないものがある。

D：目標を達成していない。

2 点検(達成状況)総括表

(1) 設置校の点検(達成状況)

点検項目	鷹番小学校	田道小学校
1 指定の申請(要綱第2条第2項関係)	達成状況	達成状況
(1) 設置校は、保護者・地域住民が学校と協力して学校づくりを進めている。(第1号)	B	B
(2) 設置校は、特色ある学校づくりを進めている。(第2号)	B	B
(3) 設置校は、地域ぐるみの教育活動を推進している。(第3号)	B	B
2 校長の情報提供等(要綱第5条関係)	達成状況	達成状況
(1) 校長は、協議会の承認を得た事項の進捗状況等について、協議会に報告している。(第1項)	C	C
(2) 校長は、協議会が円滑な活動が行えるよう、必要な情報の提供を行っている。(第2項)	B	B

(2) 学校運営協議会の点検(達成状況)

点検項目	鷹番小学校	田道小学校
1 基本的な方針の承認等(規則第8条関係)	達成状況	達成状況
(1) 教育課程の編成に関すること(第1項第1号)	C	C
(2) 学校経営に関すること(第1項第2号)	C	C
(3) 学校組織の編成に関すること(第1項第3号)	C	C
(4) 学校配布予算の執行に関すること(第1項第4号)	C	C
(5) 学校施設の管理に関すること(第1項第5号)	B	B
(6) 校長から求められた事項の審議(第2項)	B	B
2 運営に関する意見の申し出(規則第9条関係)	達成状況	達成状況
協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べている。	B	B
3 教職員の任用に関する意見の申し出(規則第10条関係)	達成状況	達成状況
協議会は、職員の採用その他の任用に関する事項について、任命権者に意見を申し出ている。	B	B
4 意見等の把握及び情報の提供(規則第11条・要綱第6条関係)	達成状況	達成状況
(1) 協議会は、保護者及び地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めている(第1項)	C	C
(2) 協議会は、保護者及び地域住民等に、その活動状況に関する情報を提供するよう努めている。(第2項)	C	C
5 会議の公開(規則第15条関係)	達成状況	達成状況
協議会の会議は公開している。	B	B

(3) 教育委員会の支援についての点検 (達成状況)

点検項目	教育委員会
1 教育委員会の支援 (要綱第 7 条関係)	達成状況
(1) 教育委員会は事務局職員を出席させ、必要に応じて専門家等を派遣し指導・助言している。(第 1 項)	C
(2) 教育委員会は、協議会委員の資質向上のため研修会等を実施している。(第 2 項)	C
2 専門委員会の設置 (要綱第 8 条関係)	達成状況
教育委員会は、点検・評価を行うために、教育委員会に専門委員会を設置している。	D
3 指導、助言及び支援 (規則第 17 条関係)	達成状況
教育委員会は、協議会の運営状況について把握を行い、必要に応じて指導、助言及び支援を行っている。(第 1 項)	C
教育委員会は、指定校及び協議会の運営状況について点検及び評価を行い、その結果を保護者等に提供している。(第 2 項)	B